

鳥取県訓令第11号

鳥取県ウェブサイト運用管理規程を次のように定める。

平成22年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程

(趣旨等)

第1条 この訓令は、鳥取県公式ウェブサイト(県が所管するウェブサイトをいい、これを構成するウェブページ(県以外のものに運用又は管理を委託しているものを含む。)を含む。以下「公式ウェブサイト」という。)の作成、運用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公式ウェブサイトの作成(起案、回議、決裁、施行その他インターネット上でウェブページを公開するまでのすべての過程をいう。)及び公式ウェブサイトの整理、保管、保存その他公式ウェブサイトの管理については、鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令第13号。以下「文書管理規程」という。)の規定にかかわらず、この訓令の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブページ 文字、画像、音声等のデータを用いてインターネット上で公開される文書をいう。
- (2) ウェブサイト 特定のドメイン名(インターネット上個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号等による表示をいう。)の下にあるウェブページの集まりをいう。
- (3) 所属長 本庁(鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第2条第2項に規定する本庁をいう。)及び会計管理者(鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第1項の規定により設置された会計管理者をいう。)の課(課に相当するものを含む。)、労働委員会事務局並びに地方機関の長(総合事務所にあっては局長)をいう。
- (4) とりネットCMS 公式ウェブサイトに情報を掲載するためのウェブページの作成を支援するシステムをいう。
- (5) リンク 公式ウェブサイトと他のウェブサイトを連携する仕組みをいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、公式ウェブサイトの作成、運用及び管理について、所属職員を指導監督し、所属のウェブページを適正に運用するとともに、別に定めるところにより適正に管理をしなければならない。

(ウェブページ管理者)

第4条 各所属に、前条の規定により課された責務について所属長を補佐させるためウェブページ管理者を置く。

2 ウェブページ管理者は、各所属の文書管理主任(文書管理規程第4条に規定する文書管理主任をいう。)をもって充てる。

(公式ウェブサイトの作成)

第5条 所属長は、各所属の所掌事務及び関連情報を紹介するウェブページを作成し、公式ウェブサイトにより公開するものとする。

- 2 公式ウェブサイトの作成に当たっては、著作権法(昭和45年法律第48号)、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)その他法令等を遵守しなければならない。
- 3 ウェブページの作成に当たっては、別に定めるところにより、原則として、とりネットCMSを使用するものとする。
- 4 公式ウェブサイトの作成に当たっては、閲覧者の視点に立った、見やすく、分かりやすい内容となるよう努めるものとし、年齢的又は身体的条件にかかわらず利用できるよう配慮するものとする。

5 公式ウェブサイトから他のウェブサイトへリンクを設定する場合には、事前にリンク設定先のウェブサイトを管理する者等へ協議し、リンクを設定することについての承諾を受けるものとする。ただし、リンク設定先のウェブサイトの内容から当該ウェブサイトを管理する者等へ協議し、及び承諾を受ける必要がないことが明らかである場合には、当該協議及び承諾は不要とする。

(ウェブページの公開等)

第6条 公式ウェブサイトでのウェブページの公開及び廃止並びにウェブページ又はその掲載内容の追加、変更及び削除は、所属長又はウェブページ管理者が内容を確認した上で行うものとする。

(公式ウェブサイトの管理)

第7条 所属長は、公式ウェブサイトで公開しているウェブページ又はその掲載内容の追加又は変更が必要となった場合には、速やかに当該追加又は変更を行うとともに、ウェブページが不要となった場合又はその掲載内容を削除する必要が生じた場合には、速やかに当該ウェブページを廃止し、又はその掲載内容を削除しなければならない。

2 所属長は、前項の管理を適切に行うため、ウェブページ管理者をして常に所属のウェブページを点検させ、ウェブページの追加等をすべき場合には、所属職員に対し当該追加等を指示させるものとする。

(助言及び指導)

第8条 企画部参事監(情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。)は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。

2 知事は、他の任命権者から要請を受けた場合には、当該任命権者が所轄する所属の課(課に相当するものを含む。)の長に対し、IT統括監をして、公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行わしめることができる。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、公式ウェブサイトの運用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年9月17日から施行する。